

安居地区だより



第63号 令和6年10月25日発行

安居地区の現状（令和6年9月末）

人口：535人 - 8

男：253人 - 4

女：282人 - 4

世帯数：188世帯 + 1

（前年同月比）

安居地区防災訓練を行いました

防災訓練



9月29日（日）安居地区防災訓練を行いました。

まず、午前7時にトランシーバーの通信テストを行い異常がないことを確認しました。

8時には地震が発生したとの想定で、南砺市消防団安居分団の消防ポンプと防災行政無線を使い地区内に案内をしました。

各班毎に安否確認をお願いしていましたが、それぞれ連絡を取り合って速やかに報告をしてもらいました。今年は各自治会の班長など役員が変わっていましたので、手順の確認など大変だったと思います。

コミュニティ菅の山を対策本部兼避難所とし、報告が終わった人から手分けをし、ダンボールベットやパーティションの組立、また、非常食（期限切れ間近のもの）の準備を行いました。

9時ごろからは防災講演会として南砺消防署東分署の川合当務司令に、南砺市でも起こった水害の様子や、災害が発生した時の避難所の模様などを話していただきました。大きな災害が発生した時の避難所の運営は、大変難しく非難してきた人みんなの協力で進めていかないと、衛生的にも、精神的にも悲惨なことになると痛感いたしました。

12月には安居地区自主防災会の見直しを検討しています。災害はいつ発生するか分かりません、いざというときに慌てないで行動できるための準備をしていきたいと思えます。



結ネットでの安否確認の結果について

結ネットは、世帯利用率が73.0%になりました。地区内すべての人口に対しては39.9%の方に利用をしてもらっています。

今回の安居地区防災訓練での結ネットでの結果は

無事 68.8% 既読のみ 3.7% 未読 19.1%

となりました。

翌週の南砺市総合防災訓練では

無事 65.3% 既読のみ 1.4% 未読 24.5%

でした。

南砺市総合防災訓練については、周知があまりうまくできていませんでしたが、地区防災訓練と同じ程度の結果が出てよかったと思っています。

結ネットについては、「いまいち使い方がよくわからない」「安否確認を求められてもどこを押せばいいのかわからない」などの声をお聞きしますので、今後お伝えする機会を設けていきたいと思えます。

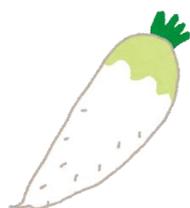


安居地区敬老会と文化祭のお知らせ

今年の敬老会・文化祭は11月3日（日）に行います。

詳細は配布のチラシ等でご確認ください。

文化祭の作品を大募集！多くの出展をお待ちしています。



お酒の販売も予定しています
飲酒運転は絶対ダメ

結ネット利用者には昨年同様、文化祭会場で利用できる割引券を配信する予定です。当日の利用開始でも間に合いますので、会場でお問い合わせください。

支え合いマップづくりを行いました



10月20日（日）午前10時から安居交流センターにおいて、災害時の支援を取り入れた支え合いマップづくりを行いました。

南砺市社会福祉協議会の指導のもと、高齢者支援部会、区長、消防団等の関係者が参加して取り組みました。

「支え合いマップ」は、要支援者（一人暮らし高齢者など）に周囲の誰がどのように関わっているかを地図に書き込み、地域の支え合いと取り組みの現状を把握するものです。

安居地区では毎年行っており、要援護者の確認と支援者の見直し、そして新たに気がかりな一人暮らしについて情報共有をしました。

自転車の運転中ながらスマホ 酒気帯び運転および幫助は絶対やめましょう

自転車のスマホ・酒気帯び
罰則強化

ダメ!! ながらスマホ 酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用時 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

令和6年11月1日 道路交通法の改正
**自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました**

運転中ながらスマホ **酒気帯び運転および幫助**

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※改正前の罰則は別添

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反省して行った者は講習制度の対象となります。
※受講料500円 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、酒断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

ゲーム交流会のご案内

次回のゲーム交流会は

日時：11月9日（土）

午後1時～4時

場所：安居交流センター2階

車に気を付けてお越しください。

※交流会はだれでも参加できます。



今年もフードドライブを行います

余っている食品はありませんか？

フードドライブ

を実施します！

家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている方に提供する「フードドライブ」。食品ロスの削減にもつながります。寄付いただける食品がありましたら、ぜひお持ちください。

日時 令和6年11月3日(日) 10:00～15:00

受付場所 安居集会所（安居地区文化祭会場）
（南砺市安居180番地）

集める食品

買すぎてしまった食品、もらったけど余っている食品などをご持参ください。

ただし、以下の条件をいずれも満たす食品とさせていただきます。

- 賞味期限まで1か月以上あるもの
 - 常温保存できるもの
 - 未開封で、包装が破損していないもの
 - 日本語で表記されているもの
- （条件に合わない食品は、お持ち帰りいただくことがあります。）
（米は、販売者、産地などが表示された未精製のものを、古米（前年産）までを対象とします。）

（例）
乾麺、乾物、缶詰、レトルト食品、お菓子、調味料 など



問合せ

安居地区協議会 Tel. 0763-22-4420

11月の資源回収を手伝っていただける方を募集します。

条件 安居地区に住んでいる方で高校生以上（事前申し込みが必要です。）

日時 11月15日（金）午前6時～7時

報酬 1,000円

回収終了時に現金でお渡しします。（遅刻・早退があると報酬はお支払いできません）

内容 ペットボトル・アルミ缶・ペットボトルキャップの受付

人数 安居集会所駐車場 2名

上川崎公民館駐車場 1名 計 3名

申し込み方法 地区協議会事務局（安居交流センター内）へご連絡ください。

先着順に受付します。11月8日（金）まで



安居交流センターの開館時間
午前8時30分～午後5時30分
職員が常駐しています。
（土・日・祝日は休みです。）
利用申し込みは電話でOKです。



協議会HP

安居地区協議会

安居交流センター内

〒939-1554 南砺市安居199番地-2

TEL/FAX 0763-22-4420

Mail yasui.kmn@gmail.com

安居地区だよりのカラー版はホームページ・結ネットでご覧ください。